次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務方法書の記載事項）<br>**第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一～七　［略］<br>八　法第四十三条第一項第九号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項<br>九　法第四十三条第一項第十号に規定する附帯する業務に関する事項<br>十　法第四十三条第一項第十一号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項<br>十一～十四　［略］ | （業務方法書の記載事項）<br>**第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一～七　［略］<br>［新設］<br>八　法第四十三条第一項第九号に規定する附帯する業務に関する事項<br>九　法第四十三条第一項第十号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項<br>十～十三　［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は平成二十九年七月三十一日から施行する。

**○経済産業省令第五十七号**

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務方法書の記載事項）<br>第一条の二　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一～八　［略］<br>九　機構法第十五条第一項第十一号に規定する中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条に規定する業務に関する事項<br>十　削除<br>十一～二十五　［略］<br>（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）<br>第十三条　機構に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産（産業基盤整備業務に係る部分を除く。）は、土地及び建物（機構法第十五条第一項第八号、第九号及び第十三号に掲げる業務に係る土地及び建物を除く。）とする。<br>（区分経理の方法）<br>第十七条　機構は、機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定として一般勘定を、同項第三号の業務に係る勘定については施設整備等勘定を、同項第四号に係る業務については小規模企業共済勘定を、同項第五号に係る業務については中小企業倒産防止共済勘定を設けて整理しなければならない。<br>2　［略］<br>3　小規模企業共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十六号に掲げる業務に関 | （業務方法書の記載事項）<br>第一条の二　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。<br>一～八　［略］<br>九　機構法第十五条第一項第十号に規定する中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条に規定する業務に関する事項<br>十　機構法第十五条第一項第十一号に規定する企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域産業集積形成法」という。）第九条第一項に規定する業務に関する事項<br>十一～二十五　［略］<br>（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲）<br>第十三条　機構に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産（産業基盤整備業務に係る部分を除く。）は、土地及び建物（機構法第十五条第一項第八号、第九号、第十一号及び第十三号に掲げる業務に係る土地及び建物を除く。）とする。<br>（区分経理の方法）<br>第十七条　機構は、機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定として一般勘定を、同項第三号の業務に係る勘定については施設整備等勘定を、同項第四号に係る業務については小規模企業共済勘定を、同項第五号に係る業務については中小企業倒産防止共済勘定を設けて整理しなければならない。<br>2　［略］<br>3　小規模企業共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十六号に掲げる業務に関 |